

令和 8 年 3 月臨時

中標津町教育委員会議事録

令和8年3月臨時中標津町教育委員会

1 日 時 令和8年3月26日（木）14時04分～14時17分

2 場 所 中標津町役場1階 101号会議室

3 出席者

教育長	山 田 康 司
委員	義 盛 幸 規
委員	青 山 幸 子
委員	細 谷 俊 輔
委員	高 橋 幸 子
教育部長	山 宮 克 彦
教育指導監	二本柳 千 尋
教育指導監	横 山 裕 充
指導室長	中 川 律 子
管理課長	桐 島 秀 一
学校教育課長	下 村 浩 次
社会教育課長	七 條 隆 志
農業高校事務長	川 口 進 二
学校給食センター長	加 藤 崇
総務係長	三 浦 諒
書記	鈴 木 佐 奈

4 欠席者

学校施設主幹	高 橋 大 樹
--------	---------

5 傍聴者

なし

6 議 題

議案第13号 令和8年度教育委員会の人事異動について

議案第 14 号 旧北海道農事試験場根室支場庁舎・附属施設保存活用計画検討委員会設置要綱の制定について

議案第 15 号 中標津町学校給食センター設置条例施行規則の一部改正について

【開 会】

○教育長

ただいまから、3月の臨時教育委員会を開催いたします。

全員出席ですので、会議は成立します。

本日の署名委員は、義盛委員と高橋委員です。よろしくお願いいたします。

本日の議題は議案第 13 号 令和 8 年度教育委員会の人事異動について、議案第 14 号 旧北海道農事試験場根室支場庁舎・附属施設保存活用計画検討委員会設置要綱の制定について、議案第 15 号 中標津町学校給食センター設置条例施行規則の一部改正についてとなっております。

本日の議案第 13 号は事務局及び教育機関の人事に関する事項により、中標津町教育委員会会議規則第 10 条第 1 項第 1 号の規定により、公開しないことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声あり)

○教育長

それでは、議案第 13 号は公開しないこととします。

議題に入ります。議案第 13 号をお願いします。

◎議案第 13 号 令和 8 年度教育委員会の人事異動について

非公開

◎議案第 14 号 旧北海道農事試験場根室支場庁舎・附属施設保存活用計画検討委員会設置要綱の制定について

○教育長

続きまして、議案第 14 号お願いします。

○社会教育課長

それでは議案第 14 号 旧北海道農事試験場根室支場庁舎・附属施設保存活用計画検討委員会設置要綱の制定につきまして、ご説明をさせていただきます。この度の要綱の制定につきましては、令和 8 年度から 3 年間の予定で昨年 9 月に北海道より無償譲与を受けました旧北海道農事試験場根室支場の農具庫・種苗倉庫の本格的な保存活用を図るために文化財保護法に制度化されております個別計画である文化財保存活用計画の策定を進めるに当たりまして、検討委員会を設置するために必要事項を定めるものでございます。

内容につきまして説明いたしますので、議案の 4 ページの方をお開き願いたいと思います。

まず第 1 条は設置の目的でございます。先ほどお話ししましたとおり、文化財保存活用計画を策定するために、この検討委員会を設置することを定めたものでございます。

第 2 条は所掌事務でございます。第 1 号で保存活用計画の内容について協議をすること、第 2 号でその他、保存活用計画の策定について必要と認める事項に関することと定めたところでございます。

第 3 条は組織で第 1 項で検討委員会は専門的知識及び経験を有する者から 5 名以内の委員で町長が委嘱し構成するとしまして、第 2 項で事業の目的を達成するために必要があるとき、又は検討委員会から要請に基づきまして、委員を追加で委嘱できること、さらに第 3 項で必要に応じてオブザーバーを置くことができるものと定めたところでございます。

第 4 条は委員の任期で委員の任期につきましては、この計画の策定が終了するまでの期間としまして、3 年後の令和 11 年 3 月頃までを見込んでいるところでございます。

続いて、第 5 条で委員長及び副委員長、第 6 条で会議、第 7 条で報告につきまして記載のとおり定められているところでございまして、第 8 条で事務局につきましては、社会教育課の学芸係において行うものと定めております。

最後に第9条補則でこの要綱に定めるもののほか、この検討委員会の運営に関して、必要な事項は検討委員会が定めるということにしております。

附則でございますが、この要綱につきましては令和8年4月1日から施行するものでございます。説明につきましては以上でございます。

○教育長

議案第14号について説明がありましたが、ご質問等ございますか。

(委員から「ありません」の声あり)

○教育長

それでは議案第14号については可決されました。引き続き議案第15号お願いします。

◎議案第 15 号 中標津町学校給食センター設置条例施行規則の一部改正について

○給食センター長

議案第 15 号 中標津町学校給食センター設置条例施行規則の一部改正についてご説明申し上げます。

資料は 5 ページからになります。学校給食費負担金につきましては、平成 30 年度に改定し 8 年間据置しているところですが、令和 4 年度からの物価高騰により、食材購入に充てる保護者からの給食費負担金が不足するようになり、令和 7 年度には 1 食あたり平均 72 円の不足が出ておりました。

こうした不足額に対し、町はこれまで地方創生臨時交付金によって補填してきたところですが、令和 8 年度は主食である米の納入価が 1.7 倍になることが納入元から通知されていることなどから、さらに不足が発生することが想定され、また補填している臨時交付金の今後が不明であり、安全な食材の確保等充実した給食運営を行うためにも給食費改定せざるを得ない状況となった次第です。

令和 8 年度では 1 食当たり、平均 91.5 円の不足が見込まれることから学校給食摂取基準により、小学校中学年を基準の 1 として、中学校、高校は 1.2 倍、幼稚園は 0.9 倍の比率で値上げを行うため、中標津町学校給食センター設置条例施行規則を改正するものでございます。

なお、値上げ幅が大きい中学校と農業高校については、中学校では段階的な引き上げを実施し、農業高校では牛乳の飲用状況から牛乳提供を中止して、負担額を抑制しております。

それでは、新旧対照表により改正内容をご説明いたしますので、6 ページをご覧ください。第 5 条の第 1 項第 1 号括弧書きの次に、「及び教職員」を加えて、「280 円」を「356 円」に改めます。同条第 2 号括弧書きの次に、「及び教職員」を加え、「315 円」を「424 円 ただし、生徒分については令和 8 年度 370 円とし、令和 9 年度以降 424 円とする。」に改めます。同条第 3 号中、生徒の次に、「及び教職員」を加えて、「330 円」を「364 円」に改めます。同条第 4 号中、園児の次に、「及び教職員」を加えて、「295 円」を「352 円」に改めます。

なお、この規則につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

○教育長

議案第 15 号について説明がありましたが、ご質問等ございますか。

○義盛委員

中学校と農業高校の給食費が逆転したのは、どういう仕組みですか。

○給食センター長

農業高校の単価は基本的には中学校と同じ 1.2 倍ということを先ほど説明しましたが、農業高校の牛乳は 90 円かかりますが、それを廃止しまして、その分は減りますが、中学校の牛乳は 60 円なので、中学校の 424 円から 60 円引いた額が 364 円であり、農業高校の単価はそうのように決めたところでございます。

○義盛委員

ありがとうございます。

○教育長

ほかにございませんか。

(委員から「ありません」の声あり)

○教育長

それでは議案第 15 号については可決されました。

以上で議事は終了しますが、事務局から連絡等ありますか。

(事務局から「ありません」の声あり)

○教育長

それでは委員さんの中でご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(委員さんから「ありません」の声あり)

○教育長

それでは、予定されていた会議はすべて終了いたしました。
本日は大変お疲れ様でした。